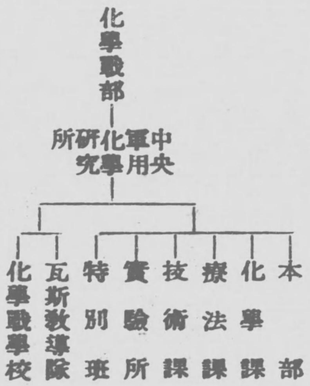

尙文部、大藏、國民經濟、交通等の各省に屬して醫學及理化學を研究する諸機關は、軍部の研究、實驗に協力すべきものとして居る。

第六節　國家總動員施設

一、施　設

戰爭に必要なる機關の編制準備並國家諸機關の協力上最も緊要なる諸問題を審議する爲、國防最高會議を設け、總理大臣を議長とし、外務・內務・大藏・陸軍・海軍・植民・經濟の各省大臣及航空高等委員を議員とするのみならず、軍事參議官會議々長・海軍將官會議々長・空軍總司令官・空軍經理總監も亦此會議に列席して發言し得るの制として居る。

國防最高會議は其審議事項の性質に應じ、左の諸機關中何れかを諮詢機關として利用することになつて居る。

1. 軍事參議官會議
2. 海軍將官會議
3. 航空高等委員會
4. 國家總動員準備委員會

國家總動員準備委員會は、國防最高會議の諮問に基いて戰爭の必要に應ずる爲國家總資源の編成、準備、利用の方法を研究する。委員長は總理大臣の奏請に依り勅命せられ、委員は參謀本部長、海軍軍令部長、空軍總司令官、空軍經理總監、伊國國立銀行頭取、國有鐵道總監、國防最高會議事務局長、各省及商船移民の委員會より出す代表者各一名、教育及經濟に關係ある大團體の代表者十一名科學、工業、農業及商業界の權威者十一名から成つて居る。

尙國防最高會議には同事務局が附屬せられて居り、總理大臣の命令に基き國防最高會議の議題を整理し、又其決議を關係各部に通報し、且之が實施の責に任ずるものである。

二、法　規

國家總動員關係の法律としては、千九百二十四年政府より議會に提案し、翌年六月其協贊を經た伊國國家動員令がある。

本法律は十五箇條より成り其內容は佛國のものと略、同樣であるが、其中主なるものを摘錄すれば次の通りであ

る。

1. 伊國國家動員は、軍部動員と軍部外動員とに別ち、軍部外動員とは武裝團體以外の國家の全勢力を平時組織より戰時組織に轉移するを謂ふ。

2. 軍部外動員實施の爲、政府は必要に應じ國防最高委員會協力の下に關係各國務省に隷屬する左の機關を設け業務を實施す。

イ、軍部及一般國民の需要に應ずる原料品輸送に關する機關。

ロ、軍需品の製造、諸原料品及製作品の蒐集、分配並官私立工場の監督に任ずる機關。

ハ、軍部及一般國民に要する食糧品の蒐集、分配並官私立食糧品工場の監督に任ずる機關。

ニ、內外に對する宣傳、出征軍人並歸國移民の家族の救護、戰爭罹疾者の救助、戰爭扶助料の支給を擔任する機關。

以上四機關の業務を適當に按配施行する爲管區を分ち、地方委員會を組織し更に之を工業、商業　救護及宣傳の小委員會に分つことが出來る。

更に一九三五年春頃の報道に依れば伊國に於ては經濟省に產業動員局を設けた。

其任務は大要次の通りと報ぜられて居る。

1. 原料補給の根本計畫及軍需工業生產組織の創立並其發達を期すること。

2. 陸海兩軍及航空諸官省と絕えず連絡をとること。

戰爭統律に關する法律

一九二五年六月公布の國家總動員法に基き、更に一九三二年一月戰爭規律に關する法律を公布した。該法律は動員に方りて國家內に構成せらるゝ總ての團體、兵役の義務無き總ての市民、兵役の義務あるも何等かの理由に由つて事實上就役しあらざる總ての市民に對し、戰鬪員と同樣國防に協力すべき義務を賦課せるものである。

尙伊國は「ムッソリーニ」の主張せる「國家興隆の基礎は國民に軍人的訓練を附與するに在り」又「國民生活も國民敎育も外交政策も皆國防に協力すべきものなり」等の意見に基き國民の軍隊化に邁進し來れるが、其具體化として一九三四年十二月「軍事準備敎育法」「在鄕者軍事敎育法」及「學校に於ける軍事講座法」の三法案議會を通過し一九三五年二月一日より其實施を見るに至つた。

第七節　陸軍及空軍豫算

最近六箇年に於ける豫算總額と陸軍及空軍の豫算とを揭ぐれば、左の通りである。

年度	豫算總額	陸軍豫算	空軍豫算
一九三一—三二年度	約二〇、四六四、一九七千利	約二、九八九、五一六千利	約七五二、八九〇千利
一九三二—三三年度	約二〇、九二二、九八九	約二、九八四、六七一	約七五四、二〇〇
一九三三—三四年度	約二〇、六一四、一〇〇	約二、六二〇、五八八	約六九五、九四八
一九三四—三五年度	約二〇、六三六、一〇一	約二、五二〇、五八八	約七二〇、〇〇〇
一九三五—三六年度	約一九、六四五、六六七	約二、四五九、二六〇	約八三九、六〇五
一九三六—三七年度	約二〇、二九一、五四三	約二、二九一、〇六七	約九七〇、三九〇

伊國陸軍豫算を我が國のものと比較するには、特に左の點に注意を要する。

1. 空軍豫算と陸軍豫算は各獨立して居る。
2. 憲兵の行政、司法及警察執行費は內務省豫算に計上してある。
3. 植民地陸軍の費用は、植民省豫算に計上してある。
4. 護國義勇軍、稅關兵團は、陸軍より獨立しあるを以て、其費用は大藏省豫算に計上してある。

尙「エチオピア」遠征軍費は約八十億利に達した。

第九章　波蘭

第一節　概說

波蘭は東は蘇聯邦に接し、西に獨逸を控へてゐる。東隣蘇聯邦は波蘭にとつては不俱戴天の仇敵關係にあり、而も人も知る如く世界赤化を唯一の國是として軍備の充實擴張に汲々とし、又西隣獨逸は「ヴェルサイユ」條約に不服にして、國境の改訂を强調し、再軍備に關する爆彈的宣言をなして軍備の充實に餘念がない。

波蘭は此兩雄邦の間に介在し國を完うせんがためには、一切を犧牲にして專ら國防に努力せざるを得ざる狀態であつて、僅々三千萬の人口を有するに過ぎぬに拘らず、二十七萬の常備軍を擁し、其陸軍費は年々國家總豫算の半近くに達してゐる。

第二節　兵役制度

徵兵制度を採用し、壯丁適齡は二十歲であつて、兵役區分左の如くである。

兵種＼役種	現役	豫備役	後備役
一般兵	二箇年	滿四十歲迄	滿五十歲迄
騎兵及騎砲兵	二箇年一箇月		

第三節　兵力及編制

陸軍總兵力は約二十七萬であつて、別に軍隊に準すべき（裝備は寧ろ軍隊に勝る）國境警備隊約三萬、警察隊約三萬二千、稅關監視隊約五千六百があり、陸軍は左の如く編制されて居る。

軍團管區司令部　一〇
歩兵師團　三〇
騎兵師團　一（三旅團）
獨立騎兵旅團　一二
野砲兵聯隊　三〇
特種砲兵聯隊　二〇
飛行旅團　三
飛行聯隊　六
戰車聯隊　一

第四節　化學戰準備施設

波蘭は世界大戰後の新興國であるが、化學戰に關心深き蘇聯邦と獨國との間に介在し、常に其脅威を受けてゐるので、化學戰に關する施設は小規模乍ら能く完備し、其研究、教育も亦眞摯にして、特に國民一般に對する瓦斯防護教育に於て見るべきものがある。同國化學戰の施設は概ね次の如くである。

一　軍部の施設

陸軍省兵器局內化學戰課―軍用化學研究所―┬化學戰學校
　　└瓦斯教導中隊

二　民間施設

航空化學戰防護協會

會員約四十萬、國民瓦斯防護教育用車輛（鐵道用）約一〇輛及同自動車數十輛、毎年瓦斯防護週間を設け民衆教育の普及徹底に努めてゐる。

第五節　陸軍豫算

最近五箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを掲ぐれば左の如くである。

年度	豫算總額	陸軍豫算
一九三一―三二年度	二、八五六、〇〇〇（ヂソロチ）	九〇八、〇二五（ヂソロチ）
一九三二―三三年度	二、四五二、〇〇〇	八八六、五二〇
一九三三―三四年度	?	?

一九三四——三五年度	二、一三七、六一二	七六一、七〇〇
一九三五——三六年度	二、一三二、八六二	七六一、七〇〇

即ち陸軍豫算は國家總豫算に對し毎年三二%乃至三六%を示してゐる。

陸軍豫算を特に尤大にしない體裁上、純軍隊と目すべき國家警官隊費及稅關監視隊費は、殊更內務省費或は大藏省費に算入しあるを以て、之れをも加算するときは最近四箇年の陸軍豫算は常に國家總豫算の半を占めて居る次第である。

第十章　其他の歐洲諸國

歐洲諸小國特に巴爾幹諸國は、外交的に或は小協商を組織し、或は巴爾幹協商を成形し、或は佛伊大國に結び將又大戰平和條約に依りて其軍備に制限を受けある等の狀況に在りと雖、國土相接し其國の軍備にして缺くる所あらんか直に國防上大なる脅威を受くるを以て、何れの國も皆其國力以上と思はるゝ軍備を所有し而も營々として之が改善進歩に寧日なき有樣である。「ムツソリーニ」の所謂「國境の防備全からずして其國に外交なく教育なく藝術なく將又產業なし。故に外交も教育も藝術も將又產業も皆國防を基調として行はるべきものなり。」との言を如實に實行しつゝある觀がある。

一、墺　國

墺國は平和條約に依て其軍備を將校以下三萬人に制限せられありしも、其後密に禁を犯して之を三萬八千に增加して居つた。一九三五年は獨逸の再軍備制限に刺戟せられて今日迄の六混成旅團を七師團と機械化師團一及飛行機三百臺に編成替へし、兵員も一躍之を七萬に增加するの計畫を立て著々之が實行中である。

墺國の八師團七萬と謂ふ兵力は固より大陸軍と謂ふこと能はざるも、其總人口六百十七萬、而も國家財政至難にして剩へ多數の武裝團體の現存する狀態の下に之を觀察するときは、其國防軍增强の爲の努力推して知るべきである。

二、匈　國

此國も平和條約に依り軍備の制限を受けありと雖、七混成旅團・二騎兵旅團を基幹としたものを有

し、其總兵員は人口八百六十萬に對し約三萬五千である。

三、勃　國

勃國も亦平和條約に依る軍備制限國であり、其總人口六百萬に對し全兵員二萬と定められて居る。

四、其　他

其他の諸國の總兵員の概數は左の如くである。參考の爲其國の總人口概數を附しておいた。

	兵員	人口
ルーマニヤ	一七〇、〇〇〇人	一八、〇二五、〇〇〇人
ユーゴースラビア	一二〇、〇〇〇	一三、九三一、〇〇〇
ギリシヤ	六五、〇〇〇	六、三九四、〇〇〇
トルコ	一四〇、〇〇〇	一三、六四八、〇〇〇
チエコスローバキヤ	一七〇、〇〇〇	一四、四八〇、〇〇〇
ベルギー	九一、〇〇〇	八、一三〇、〇〇〇
オランダ	五八、〇〇〇	七、九二〇、〇〇〇
スキス	一三、〇〇〇	四、〇七七、〇〇〇
リスアニア	一九、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇
ラトヴイア	二五、〇〇〇	一、九二〇、〇〇〇
エストニア	一五、〇〇〇	一、一二〇、〇〇〇

列國陸軍備一覽

昭和十一年末調

區分	國名	總數	內譯	平時兵員	主要團隊數	摘要
	日本	約二十五萬			十七師團	
	中華民國	約二百十萬（外に支那共產軍約十數萬）			二百十一師團、騎兵十三師團、騎兵八旅團、砲兵八旅團、三十九旅團	本表の外多數の土匪團あり、軍隊と略同樣の實力を有し、軍隊に改編せらるゝことあるが、其兵力は固より算定するを得ない。
	蘇聯邦	約百六十萬（外に內務省軍隊及其他約二十五萬）	正規軍及民兵軍基幹部（正規兵）約百三十萬 民兵交代部（民兵）約三十萬	騎兵約二十師團、歩兵約七十師團、正規約二十師團、民兵約二十師團		本表の平時兵員中には空軍部隊のものを含む。
	米國	約三十三萬	正規軍 法定數四十二萬五千（臨時規定額最小限二十五萬）現在數約十九萬 護國軍 現在數約二十九萬八千、約十三萬七千	歩兵十八師團（一部未完成）、騎兵四師團（基幹部隊のみ現在す） 歩兵九師團、騎兵三師團		一、正規軍は一九三九年迄に十六萬五千に增加せらるるには比律賓・布哇及巴奈馬駐屯し、歩兵各約一師團を有す。 二、護國軍法定數は一九二一年臨時最小限一九二五年迄に定數に成つたが、其實現を期したが、未完成である。 三、別に編成ある豫備軍約十二萬を有す。
	英國	約三十九萬（右は法定數にして募兵の實數は增減の狀況により約四、五萬の缺員あるが如くである。）	正規軍 約十四萬五千、外に在印度駐屯正規兵約五萬九千 地方軍 約十八萬五千	歩兵英本國五師團、各師團は約半數を海外に交代派遣す 騎兵四師團、印度騎兵旅團、正規將兵を基幹とし、印度人を加ふ 歩兵十四師團、騎兵二旅團、防空三旅團		一、一九三九年迄に陸軍備の擴張を企圖し、陸軍に於ては四隊の大裝備を新設し、其他地部隊の改善に著手し且つ兵力を有す。 二、方軍の空軍兵力は合計一百三十九萬に達し、縱橫に操縱し、自由に海外に出動し、治領及植民地に突破す。 三、於ける加奈陀、濠洲、印度、新西蘭、南愛蘭、計約一千六百三十九萬人を有す。
	佛國	約六十五萬	在本國軍約四十四萬、在海外軍約二十一萬	騎兵二十師團、歩兵五師團、別に遊動騎兵五師團及騎兵總豫備部隊、砲兵部隊、植民地軍隊約（軍團十二）		本表の外空軍約二萬四千を有し、又義勇軍其他の兵力左の如くである。 護國義勇軍 但非常勤務部隊約四十萬を含む。 稅關警察兵團約十二萬七千、約一萬五千 三、助憲兵及遊動憲兵約四萬、二、三萬（獨立團と獨立旅團（人員約一萬五千） 北亞弗利加に不正規補
	獨國	約六十七萬	正規軍約五十五萬、軍隊類似團體約十一萬六千	歩兵三十六師團、機械化師團、獨立騎兵三師團、山地狙擊一旅團、獨立機關銃一旅團、九大隊		歐洲最强の國軍建設を企圖しあるが如くである。
	伊國	約三十五萬	本國軍約三十萬、內憲兵約五萬 植民地軍約五萬	歩兵三十一師團、輕快師團二、アルプス旅團四		
	波國	約二十七萬		歩兵三十師團、騎兵一師團、獨立騎兵旅團十二		本表の外國境警備隊、稅關警察隊、視察隊約三萬二千、約五千六百

列國新兵器整備一覽

昭和十一年末調

國名	日本	蘇聯邦	米國	英國	佛國	獨國	伊國	波國
航空 陸軍所屬飛行機數	機千一約	機千五約	機千六百五十約	上以機千二約（屬所省軍空）（す有を上以機千一機育教に別）	機百五千四約（屬所省空航）	上以機百九千約（屬所省空航）二千五百機と謂もふ	機百五千約（屬所省軍空）	機百七約
部隊數	飛行機 十聯隊	飛行機 約五〇〇中隊 外に氣球中隊・海軍機中隊各若干	一二一中隊（内非實戦十中）（驅逐攻撃偵察中隊を含む）其他（本部及勤務）一一九八九一一二二一四三六 偵察飛行中隊 氣球船校送輸飛行材料 一九に護國軍には偵察飛行中隊	目下擴張中なるを以て現在の狀況は判明せざるも、一九三五年末既に一一八中隊に達し、又一九三九年迄に左の如く擴張の計畫である。本土防空 一二九中隊 海外艦隊空軍 陸軍協同 六三中隊以上 計 一九二中隊以上 別に氣球隊あり 尙海外自治領及植民地に七二五機	飛行機 約一二六中隊（偵察球氣 戦闘 爆撃）一二五七 尙北亞弗利加及「ルヴアン」其他の植民地の分を合すれば約一六〇中隊となる。	一九三五年六月迄に整備せられたりと稱せらるゝもの 偵察 爆撃 逐撃 六二六 十二大隊 中隊 六千機保有を目標として擴張中なるが如くである。	飛行機 約一二〇中隊（空軍直轄部隊 陸軍協同隊 海軍協同隊 植民地軍協同隊）七〇 一二五 一〇 氣球 二中隊
豫算		未詳	未詳 本文一二九頁參照	約五千七十萬磅（一九三九年度一一六三三一七年度豫算省軍空）（豫算追加含）	九億一千三百萬法（一九三九年度一六三三七年度豫算省空航）		約九億七千萬利（一九三九年度一五三三六年度豫算省軍空）	
高射砲兵力及砲數	二聯隊と一隊	高射砲旅團・同獨立聯隊・同獨立大隊・高射機關銃隊等多數あり。	八聯隊 砲數 約二〇〇門 外に高射機關銃約五、〇〇〇（本數字は豫備兵器を含む）	正規軍高射砲隊（海外のものを含む）二三個中隊（機械化）砲數二三〇（二五〇）門 一部は旅團に編成せらるる 戦時は戦車を合し防空師團を編成す 地方軍高射砲隊二十三個中隊砲數 未詳	五聯隊 砲數 約二〇〇門	二十個聯隊以上	野戦高射砲聯隊五（十二大隊）養勇軍に屬する陣地高射砲司令部二五 砲數 約一四〇門	未詳
戦車及機械化部隊兵力及戦車數	戦車聯隊 二	獨立機械化部隊 獨立戦車大隊 右の外歩兵及騎兵師團の大部は機械化部隊を有す。 約五、〇〇〇輛 右戦車數	中戦車聯隊 輕戦車聯隊（八中隊）獨立輕戦車中隊 一一七 計 一七中隊 右戦車數（豫備戦車を含む）約五〇〇輛 裝甲自動車中隊（騎兵師團配屬）二 其他を合し裝甲自動車數 約二〇〇輛	戦車 約三五〇輛 右の外軍の機械化に伴ひ歩、騎兵用輕戦車相當數を有す。 裝甲自動車 約一二〇〇輛（推定） 印度には外に戦車三中隊裝甲自動車五中隊を有す。	輕戦車聯隊（六中隊）獨立戦車大隊 獨立戦車中隊 右戦車數 約一、五〇〇輛 其他豫備戦車多數 約四 裝甲自動車中隊 約二〇 右車輛數 約二〇〇輛	未詳	聯隊（六大隊）快速戦車大隊 右戦車數 約二〇〇輛 右裝甲自動車數 未詳	未詳

昭和十二年一月二十八日　印刷
昭和十二年一月二十八日　發行

陸軍省編纂

印刷發行　內閣印刷局

販賣所　內閣印刷局發賣掛
東京市麴町區大手町
電話丸ノ內(23)三五一—三五九
振替　東京一九〇〇〇
全國各地官報販賣所
全國各地主要書店

定價三十錢　送料不要
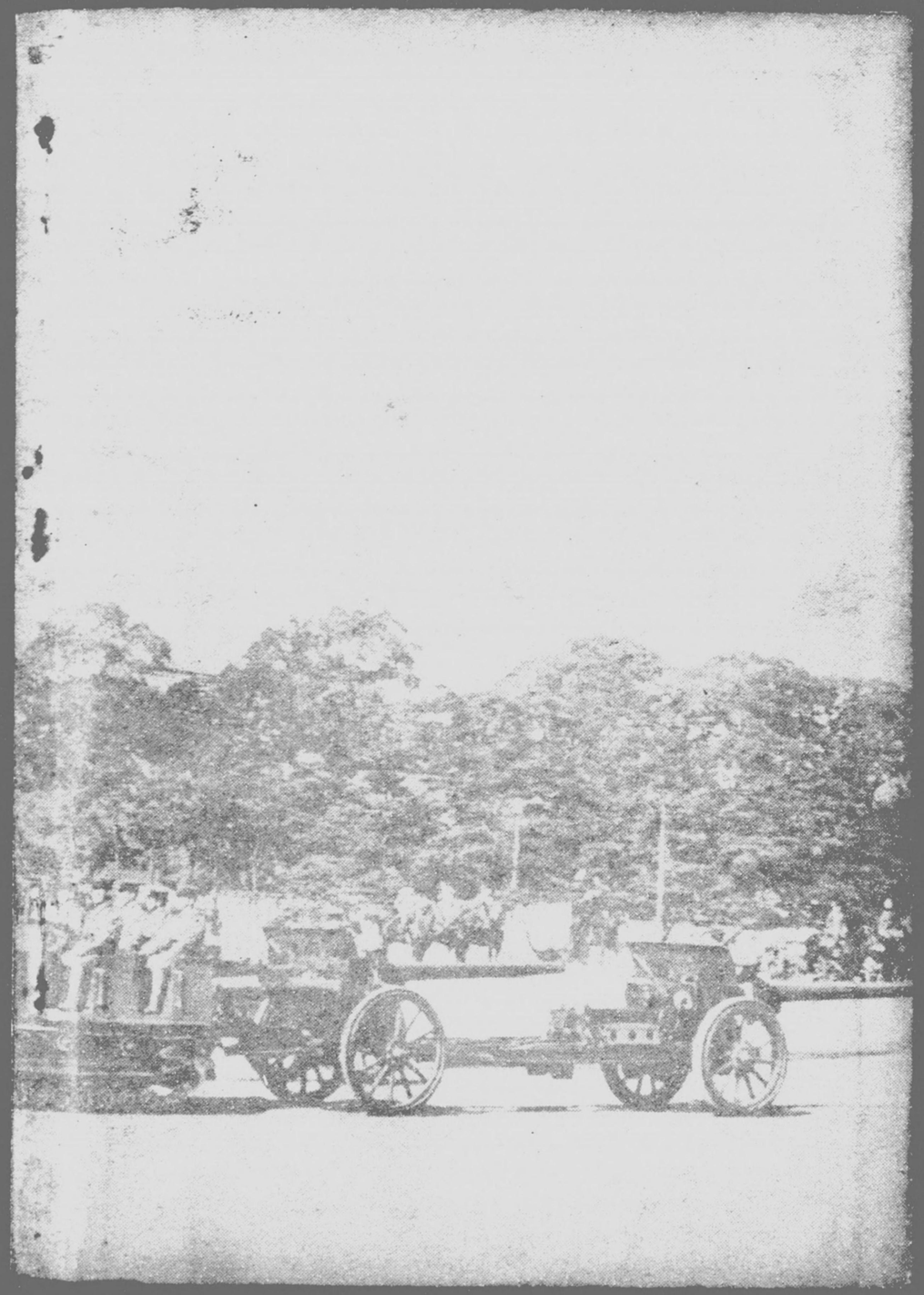
337
935